

## 令和7年度第1回狹山市子ども・子育て会議 会議録

- 1 開催日時 令和7年7月29日（火）10時～12時
- 2 場 所 市役所7階 職員研修室
- 3 出席者 (1) 委 員  
石井委員、大賀委員、後藤委員、澁谷委員、西本委員、野口委員  
野村委員、古川委員、御郷委員、安永委員、吉川委員  
(2) 事務局  
ア こども支援部  
こども支援部長、こども支援部次長（こども政策課長兼務）  
こども支援課長、家庭児童相談担当課長、保育幼稚園課長、保育  
所担当課長、青少年課長、こども政策課主幹、同主査、同主事補  
イ 健康推進部  
保健指導担当課長  
ウ 学校教育部  
学務課長
- 4 欠席者 江田委員、粕谷委員、濱田委員、宮野委員
- 5 傍聴者 0名

### 6 議事録（要旨）

#### (1) 報告事項

ア 本市の現況（令和7年度版）について、資料1に基づき報告した。

（質問・意見等）

（委 員）

資料1の5ページにある児童虐待相談対応件数のグラフについて、左右の縦軸の目盛が異なる理由は。

（事務局）

左軸は狹山市、右軸は所沢児童相談所の対応件数に応じた目盛を設定している。

（委 員）

所沢児童相談所の児童虐待相談対応件数は、2018年から増加傾向であるが、これは管轄内人口が多いことが影響しているのか。

また、相談内容の深刻度合に変化はあるのか。

（委 員）

令和7年4月に朝霞児童相談所が開設されたため、所沢児童相談所の管轄区域が減り、管内のこどもの人口も他の相談所と比べ、平均的な水準となっている。

虐待相談対応件数が増えることにより、深刻な相談が増えるということではない。

市民が児童虐待に関心を持つようになり、虐待についてためらわず通報するよう

になったことによるものであると捉えている。

(委 員)

市内の待機児童数について、地域ごとの偏りはあるのか。

また、今後、市内で大規模な住宅開発が想定される地域もあるが、住宅開発に伴う子育て世代の増加による待機児童対策は。

(事務局)

保育施設の待機児童数は、入曽駅周辺整備事業等の影響もあり、入曽地区が最も多い状況である。

また、新狭山地区では、駅周辺に高層マンションが2棟建設されているため、今後当該マンションに子育て世帯が入居すると保育ニーズが増えると考えている。

このため、既存保育施設内での定員調整や幼稚園の空き教室の活用、保育コンシェルジュによる利用調整等を行い、待機児童の解消を図っていく。その上で待機児童の解消が難しい場合は、特に待機児童が多い1、2歳に向けた地域型保育事業所の整備を進めていく。

(事務局)

学童保育室の待機児童数は、これまで入間川小学校区や富士見小学校区が多かったが、令和7年度に学童保育ココカラKIDS for geを開室したことにより、当該校区の待機児童は解消された。

令和7年4月1日現在、入曽駅周辺整備事業やマンション建設等の影響により、入曽地区、新狭山地区に待機児童が多い。また、民間学童保育室がない柏原地区も待機児童が多い。

今後は、学校の余裕教室の活用や学校敷地内への学童保育室の設置、民間学童保育室の誘致により、待機児童の解消を図っていく。

(委 員)

学童保育室を利用できる学年は。また、待機児童数が多い学年は。

(事務局)

学童保育室は、小学1年生から6年生までの全ての学年を入室対象としているが、入室にあたっては、保育の必要性の観点から学年や就労時間等を点数化して審査し、入室を決定している

待機児童は、3年生の一部及び4、5、6年生が中心となっている。

イ 地域子ども・子育て支援事業の取組状況（令和6年度実績）について、資料2に基づき報告した。

(質問・意見等)

(委 員)

利用者支援事業について、妊娠期から子育て期までの相談を行っているが、基本型

の利用者数が多い状況か。

(事務局)

相談支援を担う利用者支援事業基本型の実績は、総合子育て支援センターが219件、入曽保育所が28件となっている。入曽保育所は、令和6年4月から利用者支援事業基本型を開始したことから、ニーズは増えると考えている。

(委員)

妊娠中の支援は行われているようだが、産後ケアや支援に関する事業は取り組んでいるのか。

(事務局)

妊婦に対する健康診査を実施する事業の産後支援として、産後1か月も含め、産婦健康診査1回あたり5,000円の補助を実施している。

このほか、宿泊型または通所型により心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施している。

産後ケア事業は、令和7年度からの狭山市こども計画において、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置付けられたところである。

(委員)

今後も学童保育室の入室ニーズは高まると思うが、職員の加配や処遇改善はどのように行っていくのか。

(事務局)

学童保育室の運営を担う指定管理者の更新時の公募手続きにおいて、今後5年間の指定管理期間を見据えた処遇改善やキャリアアップの支援等に関する提案を受け、当該提案に基づき指定管理者と対応している。

(委員)

子育て短期支援事業（ショートステイ）について、過去5年間で利用実績がなかったようだが、当該事業の利用者として想定する利用者は。また、周知方法は。

(事務局)

子育て短期支援事業は子育て短期支援事業実施要綱に基づき、保護者が仕事等により、家庭でこどもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時な預かり（ショートステイ）を実施するものである。

対象は2歳から小学校卒業までであるが、所得状況に応じた自己負担額があることや、施設側の受け入れ体制等の空き状況が合わないことにより、利用に結びつかないことがある。

また、一時預かり事業など、他の事業を活用する場合や、一時保護につながるケース等もあり、ショートステイの利用につながりにくいと考えている。

当該事業は、積極的に周知するものではなく、養育に課題がある家庭等が優先的に

利用できるようにケースに応じて案内している。

今後、里親が一時的に預かりに協力してもらえるかなど調整しているところである。

(委 員)

病児保育事業（病児・病後児保育事業）の内容は。

また、提供体制と利用者数に差があるのはなぜか。

(事務局)

病後児保育は、病気回復期にあるこどもが保護者の就労等により家庭での保育が難しい場合に保育するものであり、現在、祇園保育所で実施している。あらかじめ登録のある満1歳から小学3年生までのこどもを対象としている。

病児病後児預かりは、ファミリー・サポート・センターの制度として、軽度な病気あるいは病気回復期にあるが保育施設等に預けることができない場合、一時的にこどもを預かる事業であり、社会福祉協議会に委託して実施している。

預ける会員は、1歳から小学6年生までのこどもが対象であり、1時間1,000円で実施している有料事業である。

これら病児保育事業は、ホームページ等で周知を図っているが、祇園保育所のみでの実施であること、事前登録や病気回復期の医師の判断が必要なこと等もあり、利用者は多くないものの、年間を通じて提供体制を確保している状況である。

(委 員)

感染症で熱が下がったが、まだ集団保育は難しい状況では病児保育事業は利用できるのか。

(事務局)

医者判断にもよるが、病児保育事業の利用は可能である。

(委 員)

感染症の場合、病気回復期にあるが通園が難しいことがよくあるため、利用できる制度があることはとても良いと感じる。

一方で、保護者は、いつも通園している慣れた場所で預けたい気持ちがあり、違う場所で預けることをためらうという話を聞いたことがある。

(委 員)

病児病後児預かり（ファミリー・サポート・センター）は、マッチングした預かる会員の都合が合わなくなった場合、他の預かる会員と改めてマッチングする必要があるのか。

(委 員)

預ける会員1人に対して複数の預かる会員が面接・マッチングするため、面接をした他の預かる会員で対応することができる。

(委 員)

ファミリー・サポート・センターは事前登録や医師の判断が必要等、利用しづらいという声もあるため、改善が可能なものについては今後見直しを行う際の参考にしたい。

ウ こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について、資料3に基づき報告した。  
(質問・意見等)

(委 員)

資料3の2 一時預かり事業との違いの表では、利用時間や利用料金等からこども誰でも通園制度より一時預かり事業の方が利用しやすく感じてしまい、こども誰でも通園制度のイメージがしにくい。

(事務局)

こども誰でも通園制度はこどものため、一時預かり事業は保護者のためと目的が異なっている。

(委 員)

最初はこども誰でも通園制度(1か月10時間)を活用し、保育施設に慣れ、その後一時預かりを利用するといったこともできるということか。

(事務局)

そのとおりである。

利用するにあたり、保護者がリフレッシュしたい場合は一時預かり事業、集団保育のもと、こどもの成長を促したい場合は、こども誰でも通園制度を利用するなど目的によって選択することができる。

## (2) 審議事項

ア 私立幼稚園の認定こども園への移行について、資料4に基づき説明し確認された。  
(質問・意見等)

(委 員)

認定こども園へ移行することで市民と法人それぞれのメリットとデメリットは。

(事務局)

市としては、保育施設の待機児童が解消していないため、保育施設の入所定員・受け皿が増えることにより、希望する人が保育施設に入りやすくなるというメリットがある。

法人のメリットとしては、園の空きスペース、教室を有効活用できることや、受入人数に応じた給付を受けることができるといったメリットがある。

このため、市民の保育ニーズに対応しつつ、法人は経営の安定化をより図ることができる。

(委 員)

デメリットはないのか。

(事務局)

当該幼稚園に既に待機児童がいる場合は、待機児童が増えてしまう可能性があるが、当該幼稚園の待機児童はいないため、特にデメリットはないと考える。

### (3) その他

ア 狭山市こどもまんなか応援サポーターについて、資料に基づき事務局から報告した。

イ こども食堂・農業体験学習について、資料に基づき副会長から説明があった。

(質問・意見等)

(委 員)

これまで本会議では、主に未就学児等の保護者を対象とした事業や取組について報告を受けていたが、こどもまんなか社会の実現に向けて、中学生や高校生に向けた事業についても市から今後報告してほしい。

また、民生委員・児童委員が地域でこどもたちを見守る役割を担っているが、行政と民生委員・児童委員がどこまで情報を共有するのか等の情報管理についても議論していきたい。

(事務局)

令和6年度までの子ども・子育て支援事業計画では、0歳から18歳までを計画の対象としていたが、令和7年度からのこども計画では、0歳から概ね20歳代までの子ども・若者及びその家庭を対象としている。

また、計画の内容についてもこれまでの計画では待機児童対策等が主なものとなっていたが、こども計画ではこどもの居場所づくりの支援等についても重点的な取組として位置づけている。来年度以降は、その取組状況も報告することを予定している。

こどもの居場所づくりには、地域の役割も重要になってくるため、情報管理は検討しつつ、今後も引き続き地域の方々には協力をお願いしたい。

以上